

高等教育の修学支援制度（給付奨学金）の申込手続きをされている方へ

1. 対象者

「高等教育の修学支援新制度」を利用して国からの給付奨学金を受給することが決まっている方（給付奨学金の「採用者決定通知」を持っている方）、または「高等教育の修学支援新制度」を利用して給付奨学金を受給するために日本学生支援機構で申込手続きを済ませており、採用候補の決定通知を待っている方

2. 内容

入学手続き時には、入学金、前期授業料、施設設備費等の納入が必要になります。対象者（給付奨学金申込者）には、次のような支援を行います。

- 入学金は、各試験入学手続期間内までに納入をしていただきます。
※入学を辞退される場合、入学金の返還はできません。
- 入学時その他学納金（前期授業料、施設設備費等）の納入を入学後まで猶予します。その他学納金の納入時期については、入学後改めてご連絡いたします。
(2020年5月頃の予定)

3. 手続きの流れ

「高等教育の修学支援新制度」を受けるためには、以下の手続きが必要です。

1) 「採用候補者決定通知」(コピー)の提出

採用候補者となった方には、高等学校を通じて「採用候補者決定通知」が交付されます。(12月下旬交付予定)

「採用候補者決定通知」を受け取ったら、コピーを受験予定のキャンパスへ簡易書留等の授受の記録が残る手段で郵送してください。

※不採用になった場合につきましても、通知を受験予定のキャンパスへ郵送及び連絡をお願いいたします。

【採用候補者通知(コピー)の提出先・提出期限】

提出先	群馬医療福祉大学	受験学部のキャンパスの学生課
	群馬医療福祉大学短期大学部	前橋キャンパス 学生課
提出期限	一般入試・スカラシップ入試・センター利用入試は それぞれの出願期日内に受験予定のキャンパスへ 簡易書留等の授受の記録が残る手段で郵送してください。	

2) 合格発表の書類が届き次第、合格者の方は給付奨学金に申請した旨を入学予定のキャンパスの学生課まで連絡をお願いします。

3) 入学金の納入

各試験区分の入学手続締切日までに入学金を納めてください。

4) 申請書を提出

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を以下の項目よりダウンロードし、必要事項を記入・捺印した後、入学予定のキャンパスへ簡易書留等の授受の記録が残る手段で郵送してください。提出期限は、各入試区分の入学手続期間内となります。

※各試験の入学手続期間内までに「申請書」「採用候補者決定通知コピー」が提出されなかった場合、入学金を除いた授業料等学納金を2020年3月13日(金)までに納めていただきます。

【申請書の提出先・提出期限】

提出先	群馬医療福祉大学	入学予定の各キャンパスの学生課
	群馬医療福祉大学短期大学部	
提出期限	入学試験ごとに設定した入学手続期間内に、入学予定のキャンパスへ郵送してください。	

5) 不採用となった場合

通知を入学予定のキャンパスへ簡易書留等の授受の記録が残る配達手段で送付してください。また、学生課まで連絡をお願いいたします。

入学金を除いた授業料等につきましては、2020年3月13日(金)までに納めてください。

5. 入学後の給付奨学金採用候補者手続きについて

採用候補者として決定した方は、入学後の日本学生支援機構へインターネットを通して「進学届」を提出する必要があります。手続きの方法は入学後、各キャンパスにて説明会を開催します。

・減免適用後の対応について

給付奨学金の支援区分に応じて、入学手続きに必要な費用を算出します。給付奨学金の支援区分決定後、減免適用後の金額を差し引いたのちに改めて手続きに必要な金額の学納金納入依頼書を作成する予定です。納入時期は、入学後にお知らせいたします。給付奨学金の支援区分によっては返還が生じる場合があります。

※入学後、大学が指定する期日までに「進学届」等手続きを怠ると、採用が取り消される場合があります。その場合は、通常の入学金・授業料等を後日請求いたします。ご注意ください。

【問い合わせ先】

前橋キャンパス（社会福祉学部・短期大学部）学生課 027-253-0294

藤岡キャンパス（看護学部）学生課 0274-24-2941

本町キャンパス（リハビリテーション学部）学生課 027-210-1294